

29 新宿区における養犬場からの騒音被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第9号事件)

(1) 事件の概要

平成21年11月16日、東京都新宿区の住民1人から、犬のブリーダーを相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が飼育している犬の鳴き声のために、申請人は安眠を妨害され、精神的な疾患を生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金82万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設けたが、平成21年12月7日、申請人から都合により申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本事件は終結した。